守山商工会による防災対策に係る支援協力に関する協定(案)

名古屋市(以下「甲」という。)及び守山商工会(以下「乙」という。)は、平時及び災害時における防災対策に係る支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、乙が実施する防災対策(平時及び災害時含む)に係る 支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定において対象とする災害は、名古屋市守山区域に災害救助法 が適用されるなどの大規模な災害とする。

(支援協力の内容)

- 第3条 乙は、次に掲げる事項について、可能な範囲において、支援協力 に応ずるものとする。
 - (1) 災害時における物資及び人材等の供与・派遣
 - (2) 災害時における避難生活の質の向上に資するサービスの提供
 - (3) 平時における防災啓発
 - (4) その他防災対策の実施

(支援の実施)

第4条 支援協力の開始時期、区域及び内容等は、甲、乙協議の上定める ものとする。

(訓練等の実施)

第5条 甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の 実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が支援協力の実施に伴い要した経費の負担は、その都度甲、乙 協議の上定めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、甲、乙協議の上別に定めるものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、お互いに緊急時の連絡先を取り交わし、随時更新する。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、 甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。
- 2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示が ない場合、本協定は、期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も 同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が各自1通を 保管する。

令和7年8月19日

- 甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市 名古屋市長 広沢 一郎
- 乙 名古屋市守山区守山二丁目8番54号 守山商工会 会長 森 藤左工門